明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（一五）　二
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六）　二
〔省　令〕
○第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令（**総務**四）　三
○宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**四）　三七
〔告　示〕
○内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令本則ただし書及び第二号二の規定に基づき内閣総理大臣の指定する補助金等及び事務を定める件の一部を改正する件（**内閣府**一九）　三九
○標準媒介契約約款の一部を改正する件（**国土交通**三四）　四一
〔人事異動〕
最高裁判所　四一
〔官庁報告〕
国家試験　四三
令和六年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験合格者（公認会計士・監査審査会）　四三
〔公　告〕
諸事項
官庁　四四
公示送達関係
裁判所　四四
破産、免責、再生関係
会社その他　五二
会社決算公告　七九

本号で公布された法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一五号）（国土交通省）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第四四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和六年五月二五日とすることとした。

◇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一六号）（環境省）

1　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七五号。以下「法」という。）第四条第三項の政令で定める国内希少野生動植物種として、ウスオビルリゴキブリ等を追加することとした。（別表第一関係）

2　法第四条第四項の政令で定める国際希少野生動植物種として、パキュポディウム・ウィンドソリイを追加することとした。（別表第二関係）

3　法第六条第二項第四号の政令で定める採取等を規制する卵及び種子として、1の種のうちベニエリルリゴキブリの卵を追加することとした。（第二条関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

5　この政令は、令和六年二月一三日から施行することとした。